奈良県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、平成二十年三月十二日山陰土地改良区の設立を認可した。

平成二十年三月二十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾